

税務キャッチ・アップ

法人税関係

生産性向上設備投資促進税制における太陽光発電設備の留意点

1 はじめに

平成27年度の税制改正ではグリーン投資減税のうち「即時償却」の対象資産の範囲から太陽光発電設備が除外される見通しとなっている。

とはいえ、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく売電収入が期待できる太陽光発電設備への関心は依然として高いことから、幅広い適用対象と選択肢の豊富な生産性向上設備投資促進税制の活用を検討が重要となってくる。

本稿においては、太陽光発電設備を生産性向上設備投資促進税制の適用対象とするに当たり実務上留意すべき点を検討する。

2 制度の概要

(1) 特別償却と4%税額控除

青色申告書を提出する法人が、平成29年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、一定の要件の下に、取得価額の50%の特別償却と取得価額の4%の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)とを選択適用できる。(措法42の12の5①・⑦)。

(2) 即時償却と5%税額控除

平成26年1月20日から平成28年3月31日までの特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして事業の用に供した場合の特別償却限度額は、取得価額の50%ではなく取得価額から普通

償却限度額を控除した金額とされ、いわゆる即時償却が認められている。また、同様に取得価額の5%の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)とを、選択適用できる。(措法42の12の5②・⑧)

3 実務上の留意点

(1) 所有権移転外リース取引

所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる特定生産性向上設備等は、特別償却や即時償却は適用されないが、税額控除は適用される点に留意したい(措法42の12の5⑩、措法42の6⑬)。

(2) 上乗せ措置と別表の添付

中小企業者等又は特定中小企業者等は、7%又は10%という上乗せ措置の税額控除を適用できるばかりでなく、控除限度超過額が1年間繰越控除可能な点にも留意する必要がある(措法42の6②・③・⑧・⑨・⑩・⑪)。

これらの上乗せ措置の税額控除を適用するには「生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」ではなく、「中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の添付が求められることに留意したい。

(3) 複数から入手するA類型

A類型は設備ユーザーが設備メーカー等から証明書を手す

る仕組みのため簡単な手続と考えられている。

ところが、太陽光発電設備の全体について証明書を発行できる工業会がないため、受変電設備やパネル及びPCSなど個々の設備機器ごとを担当する工業会へ設備メーカー等を通じて申請してもらうことになる。もし設備メーカー等の窓口がこれらの実情に精通していない場合には、申告時まで証明書入手が困難になるケースも懸念される。

(4) B類型で申請という選択

一方、設備ユーザー自身が投資計画案を練るB類型にはこうした懸念はなく、公認会計士・税理士の事前確認書を添付し設備の取得等の前に経済産業局へ確認を求めることになる。15%以上(中小企業者等は5%)の投資利益率が求められているものの、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく投資効果は客観的に見込みやすいことから、むしろ投資計画そのものは比較的容易に策定可能という利点も見受けられる。

4 おわりに

太陽光発電設備の導入は、設備投資前に申請する生産性向上設備投資促進税制のB類型を積極的に選択することで、これらの制度の有効活用を図りたい。

(右山研究グループ
税理士 杉山 一紀)